	て療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a4　令和７年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a5　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における当該市町村の人口（令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04189 ×（b2 × 14.784 ＋ 0.878）×（b3 × 321.543 － 319.543） b1 ／ 0.04189 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 14.784 ＋ 0.878）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 321.543 － 319.543）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 ［略］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和５年度から令和７年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合には、1.000とする。） ［略］
［６～９　略］ （「地域未来基金費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の五**　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号。以下「この条及	

	て療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a4　令和６年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a5　当該市町村の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04086 ×（b2 × 14.784 ＋ 0.878）×（b3 × 321.543 － 319.543） b1 ／ 0.04086 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 14.784 ＋ 0.878）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 321.543 － 319.543）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 ［同左］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和４年度から令和６年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合には、1.000とする。） ［同左］
［６～９　同上］ （「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の五**　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法	